



管子牧民俊語解

下卷

仁海
2320
2 止



四二一三
2220
...

管子抄倭語解坤之卷

邦正述



積於不涸之倉者務五穀也

春夏秋冬の天氣小従ひ山川高下の地力を
考一少壯老のつとめをこらち播種耕耘の業
をそげまを時ハ毎年こ出来るものも五
穀あり水旱の不同熟不熟の多寡ハありと
いふとも生むる物の生せぬといふとハ多
此せりとをそ等閑ふせ福ハ百年も千年も絶

ぬ物ハ五穀あり居食ハ山も崩るといふたご
の通りふいふむりつらひやを減とて費ををふ
くといふも作り出を本の世話を怠るとは遂
あへてその倉元也五穀を務るといふ事も
ひつそら小百姓をせがむたて精を出せと計り
あての精を出せものふあは精を出せ氣小
あるや小とりかひやうはいくもある事あり
古の法ハ人の老壯幼の年をのれに従てをう
きをささる事也やうある所まて小心をつけ
て功者小民を使ふとき五穀の出来を急も

一倍もる事也是を不涸ノ倉ニ積トハ五穀
ツトムル也トハ云也

藏於不竭之府者養桑麻育六畜也

金銀珠玉ハ貴き寶といふども食の代り不
食ふづらむ衣の代りふきるづらむを取出
づらむつらひ費しやを種のはく品也
桑をうゑかひこをかひ苧麻をうゑかひをた
をかり牛馬羊豕雞犬の六ツをうゑかひをた
衣食のニツを助るも百年千年も種の

たえぬ仕方也是を不竭ノ府ニヲサムトハ
桑麻ヲ養ヒ六畜ヲ育スル也トハ云也

下_ニ令_ニ於流水之原者令_ニ順民心也

上より流れ出た觸面の事實水の源ありて
流てよどきありてやう小下まを行届くとらぬ
上より四順を以て民の心小くせるとらぬ
道理より下知を下を事也人情小く
さうりぬをを申付まはさうりさ
うらうら上小たなり氣遣あり是を令
流水ノ原ニ下ストハ令民心ニ順フ也トハ云

使_ニ民於不爭之官者使_ニ各為其所
長也

あり
人ノ職分不精を入ると人をおのけても我
進まんと無理ある望をわけぬやうかといふ事
ハ上よりやくきを申付る初不其人ノ文能を
あろををりそのええたる所をとつてえ
らる役おつるハ仕事も精からるこゝにひら
を伺ひ移らぬ心ハぬりの也譬ハ能書
を物とすふ一算者を勘定役不使ふとす

自然と我得手小安ト我不得手ある人の
もつとを奪んとつと念ハけぬものあり
必竟我器量をとりと高のかりをし
ぐる心ハ上小引辛さあさつと
役も立身轉役のあるところより追従
賄賂をし人より我先と争ふ心ハ生さる
事也と上目の明らつとあせぬ仕度
ハさせたまふ事ハ是非とせ玉ふ
とつと所さつと居りてつと無理ある
望をうけぬ也望をうければつとつと
故

小推舉見出しをもまを我あるるぬも
之りつと上を希ふ心小ありとそれより
我役目も當座切り其日つとつとめ
小ありつと用の用つとぬもの多くなる事あり
是を民ヲ争ハサルノ官ニ使フトハ各ヲシテ
其長ズル所ヲナサシムトハ云也
明 必死之路者嚴刑罰也

悪事をとつと決つとつと目小あつとつと
事を志す事ハ上の刑罰小志つとつとつと
如何様小手つとつと頼をうけても身の罪

といふ無難ふなんの事ことを志こころす
 也なりあり悪事あくじを志こころすも仕合しあはせよくひひき
 つよけき音信おんしん賄賂わいりやくのかげゆえ無難ふなんも
 といふ事ことのありより萬まんふ一いつのこがま
 幸さいひをたのむて悪事あくじを志こころすもの絶とえ事こと
 あり是これを必死ひつしノ路みちヲ明あきらニスルトハ刑罰けいばつヲ嚴げん
 ニスル也なりトハ云也
開ひら必得ひつとく之門のもん者なり信あきら慶賞けいしょう也
 善ぜんを行なハ天てん必かならずこれ小報せうせざる福ふくを以もつ
 志こころす善事ぜんじを志こころすバ丈夫ぢゆうぶホよきめハあ

といふ事ことを志こころす上うへの恩賞おんしょうふ志こころすひひき
 ありといふ事こと入いり頼たのむをうけ給たまふも身み
 の手てづつといふ事ことハ置玉おきたまりぬといふ事ことを
 志こころす敗やぶれり善事ぜんじを志こころすも不仕合ふしあはせあり取
 持人とりひありといふ事こと褒美ほうびもありぬといふ事ことありと
 といふ事こと善事ぜんじを志こころすも合あひ人ひと
 ありといふ事こと居いる本ほんの身みありハ取失とりうし
 ぬといふ事こと心こころふありハ功こうを立たんと思おもふ人ひとも
 あり後目ごめもありといふ事こと也なり是これを必かならず
 得とくノ門もんヲ開ひらクトハ慶賞けいしょうヲ信あきらニスル也なりトハ云也

あり

不為不可成者量民力也

普請開發山切川さらひ何事ふても上の

志かりし程の事ハ成就してとて成

就きまじき事を志かりしと後悔する

事のみきこしつらまづ始ふ我領内の民の

多少を貧富とををりしかる事也千

人ありてふきこふ萬人のかる事を始め

千両ありてふ出ぬふ萬兩をとりたつ

との事ハとてまかりても出来ぬと必

不^ズ求^ム不可^ク得^ル者^ハ不^レ強^ク民^ヲ以^テ其^ノ所^ニ惡^シ也

サズトハ民ノカラ量ル也ハ云あり

も成就まじき道あり是を成べカラサルヲナ

まかりぬりもをりしかりかゝる時ハ何事

を萬兩より出ぬる事ハ成就せぬとの事也

定あり百人の仕事を千人を以て始め千兩の金

強といへば事^トを無理^トせよとせむるを

いふありと道^ト上^ト山^ト用^ルゆ^ル賤^ク用^ハ萬物^皆

下よりとり求^ム國用^ハつるものあり志

弟ハ親を大事だいじ小せよ兄ハ弟をめぐめ弟ハ
兄を敬うやまつ夫ハ妻をむごむごする妻ハ夫
を大切たいせつ小せよつき合あハ信をつつせよ以もつて
事を目當めあて小せよ求もとる通とほり小得えらる道みち
ありまあるも孝悌忠信の教をたて世よに
をやや事也ことなりを以もつて人情のまをぬ
道みちをむむり小申付まをすて申付まをすの通とほり小あれあれと
求もとる事ことハとてもかくてもえられぬ事故じこり
得えべカラザルヲ求もとメズトハ民タミヲ疆シムニ其惡ニクム所
ヲ以もつテセザル也トハ云也

不處ずと不可久ひさ者不偷取ぬす一世也

役人やくじんを官くわん小せせへかく事ことハ當時とうじ目前めいぜんの手柄てがら
を目めづけつけた末代まつだいまでも手本てほん小ありあるる功こう
を目めああてて小せせる事也ことなりもむと今目前いまめいぜん小
上かみの為ため小も下したの為ため小もあるやうよう小てて多おほ
年としの後のちハよりより〜〜ぬ事ことハ末すえの手本てほん
ありぬのミありありを遂つひ小ハ國くにの害がい小ありありも
の也なり此所このところを明白めいびやく小せせて〜〜末すえハとてかく
を先まづ〜〜あり便利べんりありありをてて〜〜
とてありあり〜〜人ひとを使つかハ人ひと〜〜我われも我われ

もと當坐とうざするありある事ことを上うのからあとを
 うせぐ風ふうありり巴おんがよろしと申ま出でる
 道みちを上うり用もちひ玉たまりぬ時ときはうらも不足ふそくを
 存ぞんじかくしつば宜よろしうるべきをあんど
 それよりあてを福ふくくほむべき事こともつ
 めぬ事ことふあり行やり然さうる小こ上うりふ當たう
 ぶんぶんの為ためふさめりうまへりりりまでを
 立たち行やつぎ事ことをせざして功こう少せう立た玉たまりぬと
 りの所ところ決定けつちぎそれを目めの前まへの功こうをりせき當坐とうざ
 目を合あせせしより轉てん役やく立た身みんをま本ほんの役やく

の事ことハうらぬものみやうある水みづくさき心こころを
 く一度いちどをりりるを一生いっしやうのをりむと心得こころえ
 末すまひくまでを用もちふ立ち為なふあるべき功こうを心
 かくる事こと也なりこの見み切きりりの立たぬもの用もちひ
 ふあり神かみむとくうらもあそくもららぬ
 事こと也なり是こゝを久ひさシウスベカラザルニ處ところズト
 イヤシクモ一世いっせいニトラザル也トハ云い也
 不行ふこう不可復ふかふく者もの不欺ふぎ其民そのたみ也
 上うりてり行やり道みちハいり百度ひやくど行やりてり
 一いちつゝぬ道みちを行やりてりべきを也一度いちどハ行や

たきども二度はあぬとらの事ハ元來下
民をたきしを術ゆゑ小一度ハあま
されしきけども二度ハ承知せぬ事ハ成
て此なき一が始終の害あることなき
まらまらうづむを生しうけぬやうめい
る事也たきを出金を申付るともあんぞ
るぐりも出さざりて追て返下さると云
て出させられどもとて下さぬ時ハ
二度りめいもやうとて事ハ申出さ
まぬ事也あんぞあぐり上納さざりて返下

きり事ハあつねども上さ寛ふありたる
を其後の惠も下さざりて事ハ不調
法あるやうあれどもたき千兩の所ハ百
兩とのびても又も又も申付らぬ道也
まづさなき一も利をえんとせぬ事ハ
後ハたきをせめてもあつたことあり
かき根えありたきハ金銀借入し間を
合さる一度切あつたさぬ時ハ二度ハあ
ぬ道也十を九つめ八つを七つめしめし
約をつらぬ地方よりあつた道ハ

百度もあつる道也治國の政ハあつるの法に
 道を行ふ事肝要あり是を復スベカラザ
 ルヲ行ストハ其民ヲ欺カサル也トハ云也
 故授有徳則國安務五穀則食足
 養桑麻育六畜則民富令順民心
 則威令行使民各為其所長則用
 備嚴刑罰則民遠邪信慶賞則
 民輕難量民力則事無不成不
 彊民以其所惡則詐偽不生不
 偷取一世則民無怨心不欺其

民則下親其上

此段ハ上の文をとまうとす。さるものあり
 右の通り故下有徳の人ハ柄をとらるを
 是ハ國ハいの中へもやま農作をまげ
 中へ心食物もゆたかり桑麻をそだん
 六畜をくハ民も今日ふことをかむ民の
 心ふさうしぬやう下知をれむ上の威
 光もさうさ面も行り人くふえんさる
 事をさまは上の間も合ひ志おき成
 まうとをれはつるものまう恩賞を

約束の通りふゆれを下民も大儀ある事を
いふほど民の精力ををりて何を何事も成就
し民は無理を申つけ福を下も正直ふな
り當前のてぐろをとり用ひ福が人くうを
あそくあく下をなまきの上をうとまをとし
角上より下をとりあつるなとバ猿がの
をもちをとりんとまきバびとつるをや
福が持するものをあそぬもの也民をあつる
も此心とまき也

是ま心を士經とりの士ハ事也と注し

水田

あつる訓を經ハ常也と注し福と訓を
經ハそのたての也をまき物ハよきの
糸ハるまきもたての糸ハ始終るぬもの
ありてまきの糸ハるまきもつ福あつる
ありりりり事を経といひ也此章ハ治國
の法をかりたつる大事のたて糸ハる古
よりまきの糸ハるまきも道のある事をを
あり右のケ條ハあの外ハ仕方をあ
る糸ハる此經のたて糸ハる福ハる
らぬまきをいふあり

以家為郷郷不可為也以郷為
國不可為也以國為天下天
下不可為也以家為家以郷為
郷以國為國以天下為天下

為ハ治むと訓ずべしそれ一家を治るの道を
めつ郷を治る時ハ郷ハ治りらるべし
一家の内ハ父子兄弟の親族あるは他人
といはらむ私ごとありてもそれハ
それありふれをさするものあり一郷とな
とむとや他人の事あるは何事ハ公の

をさめ方少くも依怙最負の私一
物ごと真正直ハ治め極ハ治らぬものありそれ
ゆる一家の内を治むる心得ある郷ハ治らぬ
事ゆゑ治むべしとありさるるがごとく一
郷といふも古來の定ハ一万二千五百家の事
ありせむ事あるは其郷を治むる料簡ハ
一國を治むる時ハ國ハ郷より大なる事故
治りらるべし一國を治るの道を以て天下
を治る時ハ天下ハ又各別大なる事あるを
容易ハ治るべしこれゆゑ老子の言ハ

も大國を治るハ小鮮を烹かぐと夫小鮮
とハ小魚をりあり小魚を烹の道ハその鹽
梅の加減をいりて火を焼き手をつけ箸
を入る中の魚をりき乱さぬ事あり箸を以
て安ふく乱を時ハ魚とてぐく推けて饗
宴の用ふるぬ事あり國を治るの道も同
ト事ありあまりとせくうさくせとを
せば大まらふ大段のうけ引をいりて
自然と治るものあり天下を治るの道も又
其一等上の事あり天地の持載覆燭の徳

の如く手を出さば唯徳を脩る自然と教化
て天下の治る如くありもの故國を治る道も
治らぬものあり夫故家を治るハ家を治る
の道をもつて治る郷を治るハ郷を治るの
道をもつて治る國を治るハ國を治るの
道をもつて治る天下を治るハ天下を治る
の道をもつて天下を治る福バをさまらぬもの
あり故ふ孔子曰無為ふく治るものハそれ
舜りそれ何をさるや己を恭まへて正
南面するのこ此ハ自分の料簡あり新規

ことを工夫しうるさく世話をせし唯堯のあり
 一ちりまゝなる大義をまもり自然と天下の治
 りし事をいふあり是を家ヲ以テ郷ヲ為ム
 レバ郷ハ為ムベカラス郷ヲ以テ國ヲ為ムレバ
 國ハ為ムベカラス國ヲ以テ天下ヲ為ムレバ天
 下ハ為ムベカラス家ヲ以テ家ヲ為メ郷ヲ以テ
 郷ヲ為メ國ヲ以テ國ヲ為メ天下ヲ以テ天
 下ヲ為ムトハ云也
 母曰不同生遠者不聽母曰不同
 郷遠者不行母曰不同國遠者不

從如地如天何私何親如月如日
 唯君之節

一家の内小をむ人小向うて今日の生活ハ
 銘々ひとりりせむふせよといふやうある水
 らさき心ゆく朝夕目を見合せくい人
 も心ハ他人同前小うとくありをの事也
 まして一重隔る疎遠ある一郷の人か我を
 あつてむびきやうあり一郷の内小をむ人
 向つて同郷とありぬ水らさき心ゆく
 まして一國の人か我をあつてむびきやうあり

一國の内うち居ぬあがく同國どうこくと思おもひぬ水みづをたら
心こころをたままする天下てんかの人ひとが我われふああつつきき従したがふ
下しもののどどむ
心こころハ地ちののをのせせどどのの事ことああく天てんの物もの
を覆おほひひどどのの事ことああききかか如ごとく私わがの親疎しんそああく
日月にげつの四海しがいを照てる玉たまふ如ごとくううげげひひああくももああく
けけままぶ唯君ただきみ一人ひとりを目當めあたりりてものものののききりり法ほう
ゆゆりりををららくく事こと也なり是これをを生せいせい同おなフおなセせズずトと云いフ
コトナカレ遠とほキモノモノキカズ郷きやうヲ同おなフおなセせズずトと云いフ
コトナカレ遠とほキモノモノ行おこなレズ國くにヲ同おなフおなセせズずトと云いフ

御みま民たみ之の轡ひ在あり上うへ之の所ところ先ま召よ民たみ之の路みち在あり上うへ之の所ところ好この惡にくし
民たみををととりりああつつるるととりりああつつるるハ四馬しうばの車くるまをを乗のるる
人ひととと同おなトおな心こころ持もちあり車くるま少すくハ四馬しうばををううけけるる
服馬ふくばととりりああつつ中ちゆうの馬うま二匹ふひつ兩りゆうたたづづななづづななづづ四よ
ままらら也なり驂馬さんばととりりああつつ兩傍りゆうぼうの馬うま二匹ふひつ内うちに

つゝあとのりあるきもの皮をもつて駿馬の頸
小うけ片端を車の陰版とりの所の上り環
ありとて小結び付外たづる一筋づゝ二筋ふ
て都合六きらの手つゝるを六轡とりの是を
御者とりつゝ馬を使ふ人一人あてとりきを
きかけもきををる事也との六筋の手づゝ
を使ひ方をも四の馬の氣ををる足ををるへ
て心まゝふのりまゝを事也とてたづるのさ
むきやうの上手下手小随ひ自由ふもあり不
自由ふもある事也民とのりもの馬のごとく

君とりありの御者の如くあつて上の轡の
とり次第小民はよくもありあつくもあ
りのあの上小をの事ハ下小をの故小民を
とり方小をらびんとて上小をの人がよき方
小先とら引入る事也民をよき路りよき
いもんとして上小立人がよき事を好まひき
事ををらひつゝをるよりの外ハあつて上めて
西へ行つゝ下ハ東へまゐるといふもらハ是非
ふあゝぬもの也是を民ヲ御スルノ轡ハ上ノ貴
フトコロニアリ民ヲ道クノ門ハ上ノ先ル所ニ

世論

君コレヲ惡バ臣之ヲカクストハ云也

母蔽汝惡母異汝度賢者將不汝助
言室滿室言堂滿堂是謂聖王

右の通りある故小君の徳を明德顯徳と称

しあきつうふかくされぬ徳をいひ也君ハ下の

てめんとなり玉ふをそのものゆゑ小手本小

身ありこれハ表ハ出されぬといふやうある

あらちある所行ありといふやうぬ事あり世

界萬人目をつけしゆゑ尊き位小立なき人を

暗夜小火をうけが如くかくしおぼせらるゝハ

君の所行也善事を一玉をよき君ありき事

を一玉をわき君あり我ハをいあるをきく

と下くハ其素をまけといふ事ハ天子の貴

りといふ賤き匹夫庶人ありふさる事

ありぬ道也また君の道小をむきつる所行

あり小人ハおそれ従へども君子ハ見きり助を

賢者のたまけを失つて愚者ハ幾萬人従ふ

りといふ家國をたのむことといふ事あり

されバ一言の仰せ出されぬも奥表の差別

あり露顯しつゝよき事計を仰せらるゝ

べき事也ことありと聖王せいおうの所行也しよぎょうなり汝なんぢと上かみふ立たつ
身をさましらしめることあり汝なんぢ度たを異こととして聖人せいじんの
道みち小せう背はいきすることをさしらしめることあり也なり是これを汝なんぢノ
悪アクを蔽おほフコトナカレ汝なんぢノ度たヲ異ことニスルコトナカレ
賢者けんしやマサニ汝なんぢヲ助たすケザラントス室むつニイヘバ室むつ
ニミチ堂だうニイヘバ堂だうニミツコレヲ聖王せいおうト謂いフ
ハ云也いひま

城じやう郭かく溝こう渠き不ふ足そく以もつ固こ守し兵へい甲か彊きやう力りき
不ふ足そく以もつ應おう敵てき博はく地ち多た財さい不ふ足そく以もつ有ゆう
衆しゆ惟ただ有あ道だう者しや能よ備そな患う於お未いま形けい也なり故ゆゑ

禍わざはひ不ふ萌も

故ゆゑ小せう城じやうの計かゝり高たかく堀ほりの計かゝり深ふかきと
それぞ計かゝり籠かご城じやう堅けん固こ少せう事じ也なり武ぶ
器き澤山たくさん小せう士し卒そつの力りき量りやう勁きんとしてそれぞ計かゝり
敵てき小せうのけあらぬもの也なり領分りやうぶんひろく金銀きんぎん
澤山たくさんありとしてそれぞ計かゝり大勢おほせが上うふるは
くものふあらむ城じやうを守まもり敵てきをふせぎ人衆じんしゆ
を従したがへしるふの道みちのありしるの道みちを
能よくしきますしる人ひとさあれをやがし城じやうふ蓄たくり
てしせめむとされぬありとありなけやりあらい

天下の古今とあり治亂とあり天子の臣下の
 ことあり世の事也天子の臣下をあげ用
 ひしよ使ひ玉ふ君のあきを患とせる事也
 又財用生ぜぬとあり世界の財用を
 よし用ふ立よ世の中よりとせる器量此
 あり人の用ひらぬを患とせる事也是を
 天下臣ナキヲ患ヘズ君以テ之ヲ使フコト
 ナキヲ患フ天下財ナキヲ患ヘズ人モツテ
 之ヲ分ツコトナキヲ患フトハ云也
 故知時者可立以為長無私者可

天下不患無臣患無君以使之天下
 不患無財患無人以分之
 ユエニ禍キザズトハ云也
 唯有道ノ者ノ能患ヲ未形ニ備フカルガ
 ズルニタラス博地多財以テ衆ヲ有ツニタラズ
 傾敗の禍ハきまらぬ事也是を城郭溝渠
 以テ固ク守ルニタラス兵甲強カ以テ敵ニ應
 ズルニタラス博地多財以テ衆ヲ有ツニタラズ
 唯有道ノ者ノ能患ヲ未形ニ備フカルガ
 ユエニ禍キザズトハ云也

故知時者可立以為長無私者可

置以為政審於時而察於用而能
備官者可奉以為君也

一官の頭とあり事を取扱ふ人の臨機應變
の働きのあき人の夏も綿入を着し冬も
かごびうを着せるやうな變化をまじく福を人
ふ下知さしづをまじく事ハあつぬもの也又
一國のたむ福をしる萬民を一人ゆる安堵さ
まじくとり事ハ少しも私の心をさしをまじく
私の物をまじくのありてふあつぬ事也時勢の
まじくまじくまじくまじくまじくまじくまじく

の人のその役ハ叶ひことの人ハその役ハ
叶ふといふ才能をまじくまじくまじくまじく
まじくをまじくまじくの器量あつて人君ハ
あつれぬ事也是を時ヲシルモノハ立テ以テ
長トナスベシ私ナキモノハ置テ以テ政ヲナサ
シムベシ時ヲツマビラカニシ用ヲ察シテ官ニ
ソナフルモノハ奉ジテ以テ君ト為ベシトハ云也
緩者後於事去於財者失所親
信小人者失士

是ハ君ゆても臣ゆてもこの弊あるとき

政の立行とぬを戒あり事ハてをやく見切
り決断を以て行ひかゝる福ををるべき幾を
とづき手後とふあり成る事も
ありぬもの也賤用を費えぬやうふとらわ
すき事ありて惜む計りゆき用ゆを
き道ふ用ひぬ時ハ賢良謀士への恩恵あり
福くも人の親を失ふ事也さて又とら
し立廻る小人計りを信ト大見識のあ
る人を用ひぬ時ハ賢者も進むべき道を失ひ
きとまんとなれば小人の妨げふあり忠謀

を盡き事ありぬされをく賢士あ
りといふもあきも同様ありて衰亡
をま福く事也是をユルキモノハ事ニオクレ賤
ニヲシムモノハ親ム所ヲ失ヒ小人ヲ信ズルモノハ
士ヲ失フトハ云也

是を心得を六親五法といふ六親と夫人の親
とを得る事あり六つ也家を以て家を治む
是一親也郷を以て郷を治む是二親也
天下を以て天下を治む是四親也地の如
く天の如く何を私何を親まんとといふ

管子抄倭語解坤之卷終

是五親也月の如く日の如く唯君小こと
節をとりしは是六親也五法と云民を御するの徳
上之貴ふ所ふありといふより臣之を匿はんと
いふまへ一法也七事より是を聖王といふまへ
二法也七事より故ふ禍萌むといふまへ三法也
七事より奉じて以て君とまへといふまへ
四法也それより士を失ふといふまへ五法也
この六親五法とくと辨(知)るは政治の道

管子抄倭語解後叙

齊の管仲ハ穎水の上の人なり少き時常ハ鮑叔
牙と友と遊ハ鮑叔其賢者ある事を能きより已りて
鮑叔ハ桓公ハ事ハ管仲ハ公子糾ハ事ハ齊無知を
して君無りしハ西君國を争ひ遂ハ乾時ハ戦ハ戰
敗し公子糾死し桓公立り齊の君とあり乃
鮑叔ハ命じて國政を治めしめんとし鮑叔曰
國家を治むる臣が能くするところハあらず若必

なり公子糾敗る時召忽あれ死を我囚
ひて辱をうく鮑叔我をゆいて耻ありと
せざれども我が小節を羞じて功名の天下に
顯せざる耻耻を志まざるあり我を生ずるのハ
父母我を知るとのハ鮑子なり鮑叔管仲を
進め身これ下る子孫世く封邑を有てり天
下の人管仲の賢あるより鮑叔がよく管仲の
人物を知りてを稱せり管仲已り任せり

跋ノ二

きそ齊國を治むる小令を下まこと流水
の源の如く能く民の心不煩るあり論身ふ
して行ひ易く俗の欲する所を因て此は
輿俗の惡む所を因て此を去るその政試
まき禍ふ因て福となり敗を轉じて功と
なり又言ひける凡治國の道あり治まれば
民を富む民富む時を治り安し民貧なり
時を治りて其故ハ民富む時を其郷を

安^{やす}ト家^けを重^{おも}んを郷^{きやう}を安^{やす}んト家^けを重^{おも}
んを時^{とき}を上^{うへ}を敬^{けい}罪^{つみ}を畏^{おそ}上^{うへ}を敬^{けい}
罪^{つみ}を畏^{おそ}時^{とき}を治^{をさ}安^{やす}民^{たみ}貧^{ひん}ある時^{とき}
郷^{きやう}を危^{あや}家^けを輕^{かろ}んを郷^{きやう}を危^{あや}家^け
輕^{かろ}んずる時^{とき}を必^{かなら}む上^{うへ}を禁^{きん}を犯^{をす}
上^{うへ}を凌^{しの}ぎ禁^{きん}を犯^{をす}時^{とき}を治^{をさ}故^{ゆゑ}に治^{をさ}
ある國^{くに}の常^{つね}あり富^{とみ}を亂^{みだ}る國^{くに}の常^{つね}不^な富^{とみ}
是^{こゝ}をのりてよく國^{くに}を治^{をさ}むものなり

跋ノ三

まが民^{たみ}を富^{とみ}くを治^{をさ}む古^{ふる}より天下^{てんか}
を治^{をさ}むの君^{きみ}數十^{すうじゅう}代^{だい}法制^{ほふせい}同^{おな}じに號^{ごう}令^{れい}
ありてん天下^{てんか}み王^{わう}するものなり何^{なん}ぞや
他^た不^なあはれ必^{かなら}む國^{くに}富^{とみ}く食^{をく}多^{おほ}き故^{ゆゑ}也^{なり}持^もれ
國^{くに}富^{とみ}く食^{をく}多^{おほ}き農^{のう}より生^をを故^{ゆゑ}に先^{せん}王^{わう}あるを
を貴^{たか}び急^{きん}不^なあるあり夫^{それ}易^{えき}の剥^{はく}の卦^{くわい}ハ下^{しも}が
坤^{こん}あり上^{うへ}が艮^{けん}あり艮^{けん}ハ山^{やま}あり坤^{こん}ハ地^ち也^{なり}是^{こゝ}
地^ち上^{うへ}不^な山^{やま}あるの象^{さう}あり山^{やま}ハ高^{たか}く天^{てん}不^な從^{したが}むこと

も根ハ地小附くわく根を高さ山も覆るア
左をさば高きハ舟をのり根と根
よく固くれを山覆るの患をいふ天下
國家の主民をのり本とまら天の道也
そは故古人の譬も民ハ猶水のごとく船を
浮ぶるも水又船を覆るも水とあり上を養
ひ國を守るも民又國を亡く上を害するも
民あり故天の聽くことハ我が民よのり

まき又民ハ是國の本く固く是ハ國安く也
書ふもわたり此民を養ふを第一とまら人
君の道あり民をよく養ハ一國の主とも也
又民を虐をさば一國の主も國を失ふも古
より皆志より齊の管仲能此道を守りて
齊國を治りよく天意ふらあひ其君桓公を
諸侯の長ともい復世その恩澤を蒙る故
孔子その徳を稱へ管仲なりとせむ

今吾も髪を剪りて衣を左まふべきも計り
がまふ管仲桓公を相けり一夫天下を匡
再び文武周公の道を興へ夫よて我狄の
俗を免き長く聖人の道不復あると深く其仁
徳を仰り玉り其管仲が著す所の書を觀て我本
朝の用とをされども其書漢文ありて幼稚
の君の觀ふありて是故今倭語を以て釋し
其側より殿居の人々ある本のかりし不讀侍

跋ノ五

らむ自ら先入の者師とあるの道なり
人君國を治り民を養ふの裨益あるんは拙
き筆を以て此書の意と管仲が畧傳を述
て後叙とす

邦正識

管子抄倭語解後叙終

